

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります（黄緑色→黄色）

現在、お持ちの保険証（黄緑色）は、令和4年7月31日をもって有効期限が満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**黄色の保険証**をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日までです。
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、**すべての被保険者**の方を対象に新しい保険証を交付します。
（窓口負担割合が変わらない方も含みます。）
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、福島町役場福祉課国民健康保険係までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 9月30日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
高齢者番号	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

■ 減額認定書（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（橙色⇒水色）

現在、お持ちの減額認定証及び限度証（橙色）は、令和4年7月31日をもって有効期限が満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは**水色の減額認定証及び限度証**をご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、福島町役場福祉課国民健康保険係へ申請してください。

※有効期限は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	・ 老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390111000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)